

北九州市監査公表第14号

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、都市ブランド創造局（旧産業経済局所管分に限る。）、公営競技局及び農業委員会事務局の令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

4 監査の結果

（1）産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（2）都市ブランド創造局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

（3）公営競技局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 農業委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。